

施設入所支援に係る報酬・基準について②《論点等》

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部
こども家庭庁 支援局 障害児支援課

【論点】 地域移行を推進するための取組について②

現状・課題

- 障害者支援施設は、市町村、都道府県が作成する障害福祉計画において設定された地域生活へ移行する者の数や入所者数の削減に関する目標値を踏まえ、地域移行に取り組んでいる一方、障害者の重度化・高齢化を踏まえて、人員の確保を図りながら強度行動障害を有する者、医療的ケアの必要な者などのための専門的支援を行っている。
- 障害者部会報告書では、「障害者支援施設では、これまでも強度行動障害や医療的ケアのある方など様々な障害者に対する支援を実施しているが、個々の利用者に対する支援の質の向上に向けて、ユニット化や個室化など適切な個別支援に向けた必要な生活環境の把握を進めるとともに、障害者支援施設が果たしている専門的な支援等における役割を踏まえ、現行の人員配置や支援内容に対する報酬上の評価等について検討すべきである。」と指摘された。
- また、同報告書では、「更なる地域移行、地域生活支援を進めていくために、この間の地域移行の進展状況や、そのために必要な地域生活支援施策の実施状況についての実態把握を行い、各施策の検証を行っていくとともに、具体的な課題については当該課題に応じた形で検討を着実に進め、障害者の地域移行、地域生活がさらに促進されるための取組を継続的に行っていく必要がある。」とされている。
- 「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（令和5年5月19日）では、地域生活への移行を進めるため、施設入所者数の6%以上の地域生活への移行と、施設入所者数を5%以上削減することを基本としている。

【論点】地域移行を推進するための取組について②

検討の方向性

- 障害者支援施設等の指定基準に、すべての施設入所者の地域生活への移行に関する意向について、適切に意思決定支援を行いつつ確認することを規定することに加え（9/27検討チーム提案済）、施設外の日中活動系サービスの利用の意向についても意思決定支援を行い確認し、希望に応じたサービス利用になるようにしなければならない旨を規定してはどうか。
- また、地域移行に向けた動機付け支援については、例えば、グループホームの見学や食事利用に加え（9/27検討チーム提案済）、施設外の通所事業所への見学や食事利用、地域の活動への参加等を行った場合に評価を検討してはどうか。
- 生活介護等の送迎加算において、これまで施設入所者については、送迎の利用者として対象外とされていたが、本人が希望する日中活動の場の提供を促進する観点から、入所している障害者支援施設と隣接していない日中活動系の事業所への送迎に限定して、送迎加算の対象とすることを検討してはどうか。
- 障害者支援施設の在り方についての検討を進めるため、令和6年度において、今後の障害者支援施設が担う役割や機能等に関して整理しつつ、更なる地域移行を進めていくための調査研究の実施や検討の場を設けることを検討してはどうか。

障害者支援施設の在り方等に係る今後の検討スケジュール案（イメージ）

（論点 参考資料①）

- 障害者部会報告書等の指摘や、障害者支援施設の重度化・高齢化の状況等を踏まえ、障害者支援施設の役割や、地域移行の更なる推進、強度行動障害を有する者や医療的ケアの必要な者等への専門的支援、障害者支援施設での看取りを希望する障害者に対する支援について検討を行う。

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	それ以降
地域移行	障害者部会報告書の取りまとめ	障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（第7期障害福祉計画・令和6年度～令和8年度）		
専門的支援		障害福祉サービス等報酬改定検討チーム 障害福祉サービス等に係る報酬について、令和6年度報酬改定に向けて議論	障害者支援施設等の在り方に関する調査研究等の実施 障害者部会報告書も参考に、今後の障害者支援施設の役割等に関する調査研究等を、広く関係者が参画して実施	調査研究等での議論を踏まえ、報酬改定等での対応を検討
障害者支援施設での看取り		厚生労働科学研究費 障害者支援施設における利用者の高齢化について実態調査を行うとともに、高齢期～終末期の利用者への対応について医療機関と連携している事例等について調査を行い、課題や施設が備えるべき事項等について調査研究を実施		必要に応じて、報酬改定等での対応を検討

送迎加算について

(論点 参考資料②)

- 利用者に対して、その居宅と事業所との間等の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数が算定可能。ただし、入所者は加算算定対象者から除かれている。

■ 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型

区分	加算	要件
送迎加算（Ⅰ）	21単位／回	1回の送迎につき平均10人以上（※）が利用、かつ、週3回以上の送迎を実施 （※）利用定員が20人未満の事業所にあつては、平均的に定員の50/100以上
送迎加算（Ⅱ）	10単位／回	①1回の送迎にあたり平均10人以上が利用 （利用定員が20人未満の事業所にあつては、平均的に定員の50/100以上が利用） ②週3回以上の送迎を実施

※生活介護においては、障害支援区分5、6又はこれに準ずる者が60/100以上いる場合は、さらに28単位／回

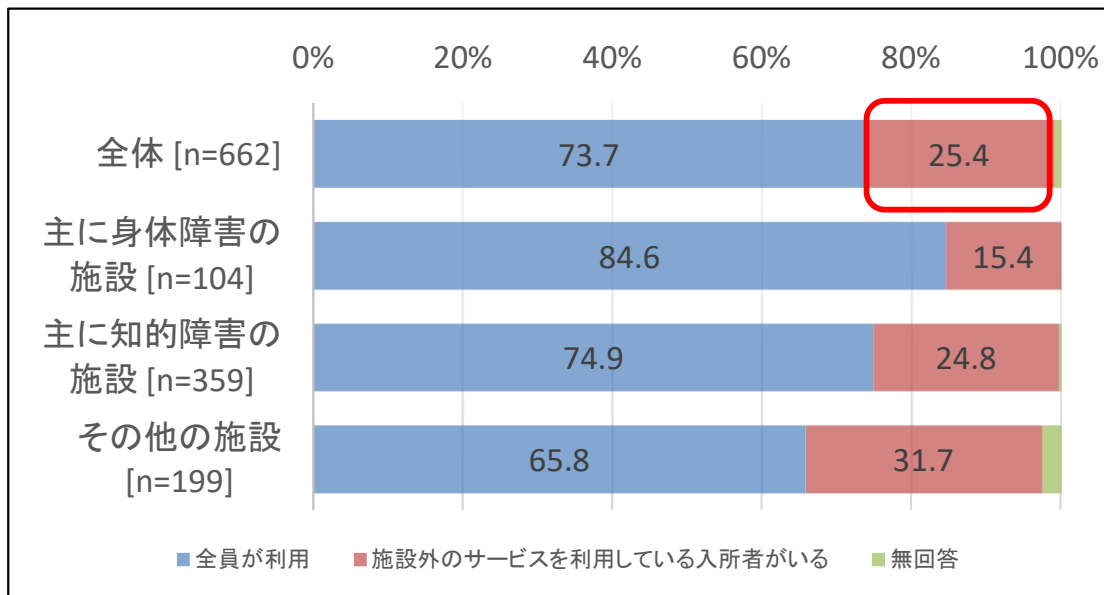
■ 短期入所

利用者に対して、居宅等と短期入所事業所との間の送迎を行った場合に算定可（186単位／回）

施設入所者の昼間サービスの利用状況（１）（論点 参考資料③）

- 「施設外の昼間サービスを利用している施設入所者がいる」施設は、25.4%となっている。
- また、施設外のサービスを利用している者の平均実人数は、5.5人となっており、全体の11%となっており、延べ人数の約3割を通所先の事業所が送迎していた。

<施設入所支援利用者の昼間実施サービス利用状況>



<施設外の昼間サービスを利用している者の平均人数等>

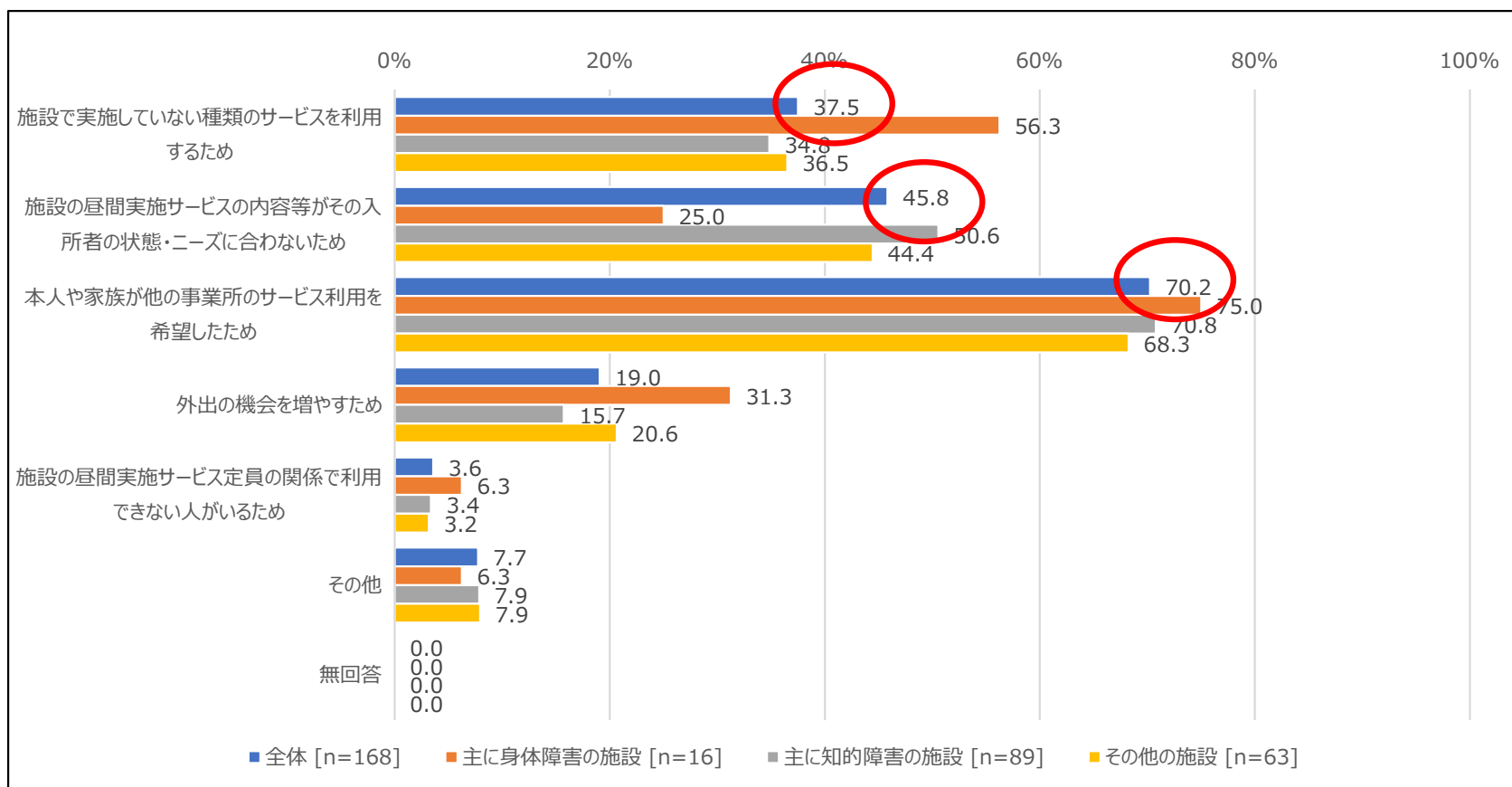
施設全体の平均実利用者数: 49.8人 (人)		全体 [n=158]	主に身体 障害の施 設 [n=14]	主に知的 障害の施 設 [n=84]	その他の 施設 [n=60]
施設外サービスを利用している人数	実人数	5.5	5.1	5.7	5.2
	延べ人数	66.4	27.5	74.7	64.0
送迎方法別延べ人数	自施設が送迎	4.3	-	6.5	2.1
	通所先の事業所が送迎	21.9	16.6	20.4	25.3
	上記以外の送迎方法	0.9	0.7	0.9	1.0
	送迎していない	4.6	4.2	4.0	5.5

（出典）令和4年度障害福祉サービス等報酬改定検証調査を基に作成

施設入所者の昼間サービスの利用状況（２）（論点 参考資料④）

- 施設外の昼間サービスを利用している理由としては、「本人や家族が他の事業所のサービス利用を希望したため」が70.2%、「施設の昼間実施サービスの内容等がその入所者の状態・ニーズに合わないため」が45.8%、「施設で実施していない種類のサービスを利用するため」が37.5%となっている。

＜施設外の昼間サービスを利用している理由＞〔複数回答〕



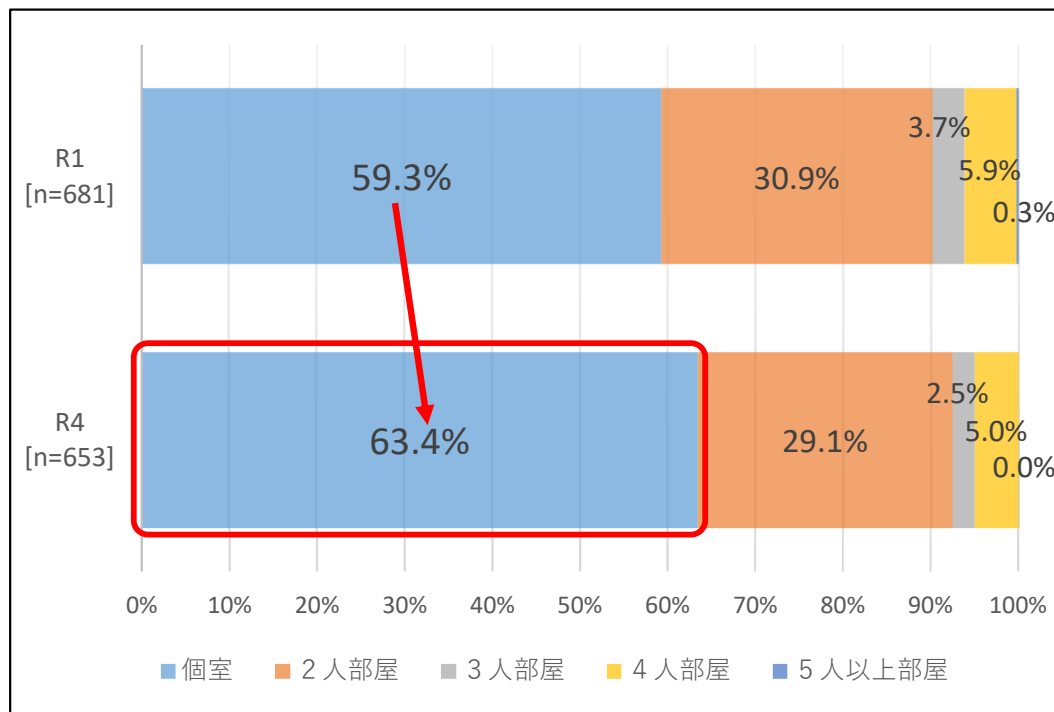
（出典）令和4年度障害福祉サービス等報酬改定検証調査を基に作成

障害者支援施設における個室化・ユニット化の状況

(論点 参考資料⑤)

- 障害者支援施設の人数別の居室数における「個室」の割合は、令和4年度で63.4%となっている。
- 「個室」については、令和元年度と令和4年度を比較すると、4.1%増加している。
- ユニット化をしている障害者支援施設は、令和4年度において15.3%となっており、令和元年度と比較して1.9%増加している。

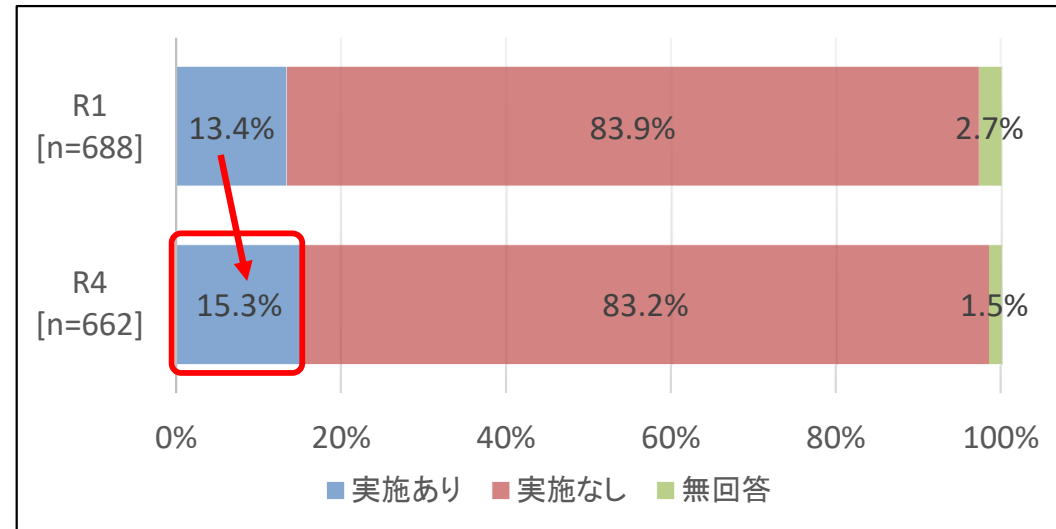
<人数別の居室数割合>



(※)居室の基準(定員、床面積)

- ・ 一の居室の定員は、4人以下とすること。
- ・ 利用者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、9.9平方メートル以上とすること。

<ユニット化の状況>



R4	全体 [n=101]	主に身体障害の施設 [n=8]	主に知的障害の施設 [n=66]	その他の施設 [n=27]
ユニットに属する平均居室数(室)	19.1	19.5	17.2	23.6

(※)「ユニット」とは、当該調査では、「少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室(当該居室の入所者が交流し、共同で日常生活を営むための場所)により一体的に構成される場所」と定義

【論点 1】地域移行を推進するための取組について

(論点 参考資料⑥)

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

第37回 (R5.9.27)

資料 2

現状・課題

- 障害者部会では、障害者支援施設からの地域移行を更に進めるため、「障害者支援施設は地域移行を担う職員をその施設に配置するなど利用者の地域移行により一層取り組むことのほか、地域生活支援拠点等に配置されるコーディネーターが、障害者支援施設の担当職員等と地域移行に向けて連携・協力しつつ、利用者の地域移行のニーズの把握と働きかけの実施、地域移行支援や体験利用へのつなぎなどの地域移行の推進に向けた役割を担うこと」について、検討する必要があることが指摘された。
- また、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」では、施設から地域への移行に向けた更なる取組を進めたうえで、施設入所者の数を5%削減することを基本としている。

検討の方向性

- 施設から地域への移行を推進するため、
 - ・ 指定障害者支援施設等の指定基準に、すべての施設入所者の地域生活への移行に関する意向について、適切に意思決定支援を行いつつ確認することを規定するとともに、地域移行に向けた動機付け支援（例えば、グループホームの見学や食事利用等）を行った場合の評価について検討してはどうか。
 - ・ 個別支援計画に基づく支援の結果、施設から地域へ移行した者がいる場合、例えば、前年度において6か月以上地域での生活が継続している者が1名以上いる場合かつ入所定員を1名以上減らした実績に対して、新たに加算で評価することを検討してはどうか。
 - ・ 現行の施設入所支援の基本報酬は、20人の利用定員ごとに設定されているが、利用定員の変更をやすくするため、基本報酬の利用定員ごとの報酬設定を、10人ごとに設定することを検討してはどうか。（具体的には、40人以下、41人以上50人以下、51人以上60人以下、61人以上70人以下、71人以上80人以下、81人以上で設定することを検討）